

選定評価基準

令和6年度はままつかいご魅力発信事業運営業務委託

1 特定方法

令和6年度はままつかいご魅力発信事業運営業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価・採点方法

- (1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。
- (2) 評価項目ごとの評価は、A～E の5段階評価とし、次の区分に基づき行う。（ただし、「その他：社会貢献活動等に係る認証等の有無」の項目を除く）

評価	内容
A	特に優れている
B	優れている
C（基準点）	標準的
D	やや不十分
E	不十分

- (3) 評価項目には、項目ごとに重要度に応じて20点、15点、10点、又は5点の4段階の配点を設定し、次の区分に基づき評価点を算定する。

		配点				
		A	B	C	D	E
配点	20点	20	16	12	8	4
	15点	15	12	9	6	3
	10点	10	8	6	4	2
	5点	5	4	3	2	1

(4) 評価項目、評価のポイント及び項目ごとの配点は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
業務実施体制 に対する評価	提案者の組織体制	・業務実施が可能な体制が整っているか。	5
	専門技術力	・本業務と同種・類似した業務の実績がどの程度あるか。 ・本業務に適した技術力を有しているか。	10
提案内容・業務運営に関する計画への評価	提案項目の理解度	・本業務の目的、内容を理解できているか。	10
	提案内容の独創性	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	20
	提案内容的確性	・提案内容が本市のニーズに整合しているか。	15
	提案内容の実現性	・提案内容は具体的で実現性があるか。	15
	魅力発信の効果	・介護の魅力発信につながる効果的な事業か。	15
業務運営費に関する計画への評価	事業運営費の内訳	・運営計画は妥当か。 ・提案内容に対して見積金額は適切か。	5
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	・ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けているか。 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定を受けているか。 ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定を受けているか。 上記基準のうち該当する基準数に応じて以下のとおり評価点を決定する。 3 つ全ての要件を満たしているもの・・・5 点 2 つの要件を満たしているもの・・・3 点 1 つの要件を満たしているもの・・・1 点	5
合計			100

3 提案者の順位決定方法

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価点の満点は 500 点とする。(評価委員 1 人あたりの点数 100 点×評価委員 5 人)
- (3) 評価委員の採点の合計点 60 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- (4) (1)、(3) にかかわらず、評価項目のうち評価委員 1 人でも「E：不十分」がある場合は、評価委員会で協議し、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。